

※「事業者」は必要に応じて「応募者」「選定事業者」と読替えしてください。

■(仮称)龍北総合運動場整備事業に関する募集要項等の質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	募集要項	6	第2	1	(10)	事業期間終了後の措置	要求水準以上の提案をした場合、事業期間終了時には要求水準へ下げる原状回復工事の必要はありますか、ご教示下さい。	要求水準以上であれば、要求水準を満たしているため、要求水準へ下げる原状回復工事の必要はありません。
2	募集要項	6	第2	1	(9)	事業スケジュール	表3に示される「着工前利用」に、維持管理主体が市となっておりますが、運営も含めて、SPCへ随契などはせず、直営で実施されるとの理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
3	募集要項	6	第2	1	(9)	事業スケジュール	表3中の着工前利用については、維持管理主体が市との表記になっております。本案件積算上には含めないとの理解でよろしいでしょうか、ご教示下さい。	御理解のとおりです。
4	募集要項	6	第2	1	(9)	事業スケジュール	表3中の着工前利用については、運営主体は市と選定事業者のどちらでしょうか。支払方法説明書3頁「(3)運営業務にかかる対価」の項目では事前供用開始後となっております、運営主体は市との理解でよろしいでしょうか、ご教示下さい	「実施方針及び公募関係資料(案)等の質問・意見に対する回答」のNo309を参照してください。
5	募集要項	6	第2	1	(11)	利用者から得る収入	利用者から得る収入として、「利用料金収入」は市の想定する一定額を超えた場合は超えた分の一部を市に納入することになっていますが、「個人利用による料金収入」「提案事業に係る収入」及び「飲料の提供販売による収入」は全額選定事業者の収入と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	募集要項	12	第3	2		選定の手順及びスケジュール	基本協定(案)及び事業契約書(案)の公表予定は7月28日となっておりますが、グループ構成の観点から少しでも時期を早めていただけませんか。	可能な限り早める予定ですが、現時点では公表予定日を早めるのは難しいと考えています。
7	募集要項	15	第3	3	(7)	競争的対話の実施	「資格審査通過者は原則として競争的対話を実施する。」とありますが、その時点で提案事項がまとまらず、提出書類が十分でない場合でも、評価に影響はありますか。	提出しなかったことで評価への影響はありません。ただし、競争的対話により提出を求めている提出書類は、業務要求水準書等において市が求めている事項を事前に確認し、提案時に齟齬がないようにするためのものですので、御理解ください。
8	募集要項	16	第3	3	(7)	イ(イ)概要提案書	評価対象とならないため、ここに示された図面類を提出しない場合においても事業者選定過程において不利益を被らないと考えてよろしいでしょうか。	No7を参照してください。
9	募集要項	16	第3	3	(9)	提案書の受付	提出方法・時期等詳細について募集要項等で提示するとの記載がありますが、別途要項が公表されると考えてよろしいでしょうか。	なお書き以降を削除します。提出方法・時期等詳細は17頁記載のA～Uです。
10	募集要項	16	第3	3	(7)	エ	競争的対話の1グループあたりの割当て時間はどの程度でしょうか。	詳細については別途通知しますが、1時間程度を予定しています。
11	募集要項	18	第3	4	(2)	構成企業及び協力企業の業務の兼務	各企業がいくつかの業務を兼ねることを許されておりますが、運営企業が土木企業の要件を満たしていない場合、土木企業の下請けとして一部の工事を担うことは構わないのでしょうか。	御理解のとおりですが、建設業等の法令に基づいた土木工事ができる資格は必要です。
12	募集要項	19	第3	4	(3)オ、ケ	応募者の参加資格要件	業務を実施するため法令上必要とする資格等がある場合は、建築企業でも維持管理企業として兼務は可能でしょうか。	業務を実施するための法令上必要とする資格等を備えていれば建築企業でも可能です。
13	募集要項	27	第4	4	(1)	支払総額の上限	当該事業のVFMは3.01%とされておりますが、記載のある上限価格は市で事業遂行した場合の費用から3.01%相当額を控除した価格であると考えてよろしいでしょうか。	VFM3.01%は市で事業遂行した場合の費用から3.01%相当額を控除した価格ではありません。
14	募集要項	27	第4	4	(1)	提案価格の算定方法	提案用基準金利について、公表願います	募集要項27頁第4の4提案価格(1)提案価格の算定方法に示す基準金利を用いて下さい。

※「事業者」は必要に応じて「応募者」「選定事業者」と読替えてください。

■(仮称)龍北総合運動場整備事業に関する募集要項等の質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	業務要求水準書	12	第3	1	(1)	切土又は盛土ののりの高さ：5m以下	風致地区における切土の高さについて質問します。現況では高さ5mを超える造成のり面がありますが、こうした法面を、うすくスライスカットした場合にも、風致地区の基準に抵触するのでしょうか？（※造成盤の高さは変えない前提です）	岡崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例における「のり」は勾配が30°以上の斜面のことを言います。勾配が30°以内の斜面は当該条例の「のり面」に該当しません。勾配が30°を超える斜面においても、整地や舗装の打ち直し等、行為前後で見た目の高さに変化がない行為は「土地の形質の変更」になりません。見た目の高さが変わる行為の場合は、当該条例の基準を満たす措置が必要です。
16	業務要求水準書	15	第3	3	(2)	設計業務（建築・土木）	選定後事業者にて、新設スタンド位置でのボーリング調査を行います。提案時に想定した工法より、著しく費用が増大した工事が必要となった場合、増額の対象と考えてよろしいでしょうか。	増額の対象となりません。
17	業務要求水準書	17	第3	3	(3)	既存施設改修・解体撤去工事業務	施設整備計画が進み提案書提出までの間となりますが、改修等工事費用算出の図面作成のため、現地調査をさせていただきませんか。	調査が可能となるよう検討しますが、県の撤去工事期間と重複するため、撤去工事事業者との協議の結果、可能となった場合はホームページにて御案内します。
18	業務要求水準書	17	第3	3	(3)	トイレ	既存トイレの外壁改修が要求水準にありますが、提案書提出前にアスベストの事前調査は可能でしょうか。	No17を参照してください。 なお、アスベストが見つかった場合は事業者負担となります。
19	業務要求水準書	17	第3	3	(3)	ア(ウ)	便器は和便器1つは必須で残りは洋便器とありますが、スタンド以外は元の数が2基などと少ないです。昨今、和洋1基ずつというのは、まずないパターンです。外のトイレも3施設に1基程度で良いのでしょうか。	要求水準のとおりです。
20	業務要求水準書	19	第3	4	(3)	エ(イ)b	雨水は不良部分を改修して既設利用を可とするとありますが、昇降ステップがサビで腐食しています。ステップの改修はマンホール側塊を替えず、ステップのみの取り付け替えでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
21	業務要求水準書	25	第3	3	(7)	備品等設置業務	備品について、資料14にある備品のうち現地確認を行った際、動力（電気・燃料など）を使う備品は実際に動作確認できませんでした。実際に引き継いだ後、作動が悪いなど問題が生じた場合、返却することは可能でしょうか。	協議には応じますが、原則不可とします。 不要となったものは原則、指定管理開始後に指定管理者の責任において他の備品等と同様に処分してください。
22	業務要求水準書	25	第3	3	(7)	備品等設置業務	備品について、資料14 備品の現地確認を行った際、3ページにある、長机など数量が多い備品は一部のみ展示してありましたが、足底が外れておりました。使用できる備品のみチェックをさせていただき引き継ぐことは可能でしょうか。	現物の確認は、事業者選定以降となります。
23	業務要求水準書	25	第3	3	(9)	完成式典支援業務	募集要項P5(9)の事業スケジュールにおいて、完成式典は「2020（平成32）年7月4日」とあり、業務要求水準書では「完成式典は、開業準備業務期間中に実施すること」となっています。施設引渡しは7月4日以降、7月中のいずれかの日に行うという理解でよろしいでしょうか。	2020（平成32）年7月4日以前に本運動場の全ての施設について、引渡し（新設スタンドについては所有権移転を含む）を終了していることが必要です。
24	業務要求水準書	26	第3	3	(12)	国庫等助成金申請補助業務	財政負担の軽減を図るため、平成29年度の制度に基づき提案いたしますが、平成30年度以降制度内容が変り、助成の対象外となったり、助成金限度額が少なくなってしまうなど、交付元の事情により、提案内容が異なる場合は、選定事業者のリスクでないと解釈してもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
25	業務要求水準書	26	第3	2	(11)	各種申請等業務	砂防申請について技術的な事前相談したく窓口をご提示ください	岡崎市土木建設部河川課を第1窓口として問合せください。

■(仮称)龍北総合運動場整備事業に関する募集要項等の質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質 問	回 答
26	業務要求水準書	26	第3	3	(11)	各種申請等業務ア	本事業は、一般的には開発許可（開発協議）が必要かと思われませんが、砂防申請に関して「（仮称）龍北総合運動場整備事業に関する実施方針及び公募関係資料（案）等の質問・意見に対する回答」No.143に示された「流出係数が変化して流出増加分」を計画することになっておりますが、開発許可（開発協議）の排水計画も同様な計画で協議が整いますでしょうか？	本事業は都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当するような大規模造成が考えられないため、開発許可の必要はないと考えています。
27	業務要求水準書	26	第3	3	(11)	各種申請等業務ア	本事業は、スタンド、クラブハウスの建築物を整備することから、一般的には開発許可（開発協議）が必要と考えられます。「流出係数の変化した箇所」を開発区域とし、飛び地の箇所個々に開発許可（開発協議）をかけるということでしょうか？それとも本総合運動場全体に対し、現在の「開発許可に適用される技術的基準」に照らし合わせて、全体の排水施設、調整池の見直しをおこなうことになるのでしょうか？排水計画全体に関する見解をご教示ください。	No26を参照してください。
28	業務要求水準書	26	第3	3	(11)	各種申請等業務ア	本事業は、クラブハウスの建築物を整備することから、「岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続き及び実施に関する条例」に該当するものと思われるのですが、貴市との役割分担についてご教示ください。	当該条例は都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の面積が3,000㎡以上になる場合に該当しますが、本事業はNo26で回答した規模の事業と考えられるため、当該条例には該当しないと考えています。
29	業務要求水準書	26	第3	3	(11)	各種申請等業務イ	本事業の造成主は、岡崎市様になるかと思いますが、その場合、開発許可（開発協議）もしくは宅地造成等規制法の許可を受けるための申請手数料が必要でしょうか？	宅地造成等規制法は市が造成主となるため、協議となり手数料は不要となります。
30	業務要求水準書	29	第3	4	(1)	イ要求水準(建築編)	建築全体で、明るく開放的な空間とすることとありますが、すべての諸室を対象なんでしょうか。	居室やエントランスホールなどを想定しています。
31	業務要求水準書	30	第3	4	(1)	ウ-4及び資料-13	新たに舗装を施工する場合は透水性舗装を採用とありますが、資料13の舗装撤去工事は改築と思われます。仮に透水性舗装とするならば路盤工も撤去設置となりますがその点ご教示下さい。	路盤工も撤去設置となります。
32	業務要求水準書	32	第3	4	オ 要求水準(設備編)項目	構内情報通信網設備	「インターネットの接続には、十分なセキュリティ対策を施すこと。」とありますが、具体的な基準をご教示願います。	技術的な基準は事業者の提案に基づき、実施段階で協議します。なお、現段階で満たすべき基準として「個人情報取扱事項特記事項」があります。同特記事項についてはホームページにて公表します。
33	業務要求水準書	33	第3	4	(1)	<放送設備>…及び、施設全体を十分満足する放送設備(防災・一般兼用)を設置すること	施設全体とはどの範囲なのかご教授願います。公園内で人の利用がある範囲全体を示すのでしょうか。	施設全体とは、森林ゾーンを除く本運動場全体を指します。なお、本運動場は公園とする予定はありません。
34	業務要求水準書	39	第3	4	(2)	インフィールドの仕様	インフィールド内の散水設備に関する仕様について、指定はありますか。	事業者の提案に基づきます。
35	業務要求水準書	39	第3	4	(2)	インフィールドの仕様	インフィールドを天然芝化する際の基盤構造の仕様について、指定はありますか。	事業者の提案に基づきます。
36	業務要求水準書	44	第3	4	(2)		コ 新設スタンド-(イ) 諸室等に係る要求水準内会議室での教室運営(提案事業・独立採算事業ともに)は、要求水準に記載されておられませんので、不可能との認識で間違いありませんでしょうか	諸室を提案事業・独立採算事業の用に供することは可能です。
37	業務要求水準書	45	4	(2)	コ	トイレ(観客用)	観客用とありますが、対象に芝生席も対象として想定されているのでしょうか。	芝生席は対象としておりません。よって便器数はスタンドの客席数で決まります。

■(仮称)龍北総合運動場整備事業に関する募集要項等の質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
38	業務要求水準書	52	第3	4	(3)	野球場バックネット：バックネット後方に大会時において本部席、放送席を設け、運用できること	野球場本部席、放送席は屋根・壁で仕切られた建築施設とする必要はありますか。また、放送設備は必要ですか。	野球場本部席の形態は事業者の提案によります。なお、放送施設については業務要求水準書33頁に記載のとおりです。
39	業務要求水準書	52	第3	4	(3)	野球場方向：ホームベースからセンター方向に対し、凡そ南東方向に配置すること	野球場は南東方向に配置することは必須条件でしょうか。	要求水準のとおりです。
40	業務要求水準書	52	第3	4	(3)		野球場を臨時駐車場にする項目が削除されています。フィールド以外は臨時駐車場として使用してもよろしいでしょうか。	場内に臨時駐車場として必ず使用する要求水準となっている箇所は多目的運動場ゾーンのみですので、競技場の維持管理上支障のない場所は臨時駐車場に使用して差支えありません。
41	業務要求水準書	54	第3	4	(4)	全天候型のコート舗装（砂入り人工芝の仕様）とすること	砂入り人工芝以外のサーフェスの採用は認められないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準のとおりです。
42	業務要求水準書	54	第3	4	(4)	点灯は事務室により集中管理できるようにすること	クラブハウスを整備した場合は、夜間照明の管理を事務室ではなくクラブハウスで行うことは可能ですか。	可能です。
43	業務要求水準書	54	第3	4	(2)	テニスコートの施設	審判台について備品として例示がありませんが、常設する施設としてとらえてよろしいでしょうか。	備品として備品一覧表に記載があります。
44	業務要求水準書	55	第3	4	(6)	射場西側の法面に観覧スペースの確保すること	観覧スペースでは何人程度の利用を確保する必要がありますか。	事業者の提案に基づきます。
45	業務要求水準書	57	第3	4	(8)	イ	3000人を超えるイベントでは駐車台数が1500台を上回ってしまうと予想されているということでしょうか。	基本計画時における想定では大会の属性にもよりますが、概ね3,000人を超えるあたりから1,500台では不足する想定をしています。
46	業務要求水準書	57	第3	4	(8)	エリア内に伝承のある樹木の切株があるため、処置については市と協議すること	切株の場所をご教授願います。	場所を図示したものを公表します。
47	業務要求水準書	58	第3	4	(8)	エ	車路は5.5m以上とありますが、掲揚台側の通路は元々狭いのですが背面の森林部に何かしら構築して5.5mを確保する必要はあるのでしょうか。	車路とは駐車場間を結ぶ通路となります。また陸上競技場外周はランニングコースとなっており、車路ではありません。（業務要求水準書P52シ(7)参照）
48	業務要求水準書	58	第3	4	(8)	エ	上記の森林側（掲揚台側）に1m程度の擁壁及びフェンスを構築することはよろしいでしょうか。	No47を参照してください。
49	業務要求水準書	59	第3	4	(8)	クラブハウスには、受付、休憩スペース、更衣室、トイレを備えること	放送や照明の管理を行う設備を備えることは可能ですか。	事業者の提案に基づきます。
50	業務要求水準書	59					業務要求水準書第4は欠番でしょうか。	ご指摘の通り募集要項の公表時に第4独立採算施設を他の事項とともに第7独立採算事業等の実施にまとめました。質疑の回答時の修正により、章番号を修正します。過去の質疑等も含め全て読替えをお願いします。

※「事業者」は必要に応じて「応募者」「選定事業者」と読替えしてください。

■(仮称)龍北総合運動場整備事業に関する募集要項等の質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
51	業務要求水準書	63	第5	2	シ	提案施設について	提案施設の要求事項は『スタンド部分の相当箇所に読み替えること』とありますが、スタンド諸室の要求水準No.007(P.43)によると提案施設の更衣室にも、シャワーブースは必須ということでしょうか？	読替えの意味は相当するする施設を作った場合の要求水準であり、記載のある施設を整備しなければならないという意味ではありません。クラブハウスにおける更衣室にシャワーは必須ではありません。
52	業務要求水準書	71	第5	2	(5)	警備業務	利用時間内は有人警備又は有人警備と機械警備とありますが、警備業務を委託しない場合、警備とその他の業務の兼務は可能でしょうか。	要求水準に求める警備業務の実施が十分に可能なのであれば兼務は可能です。
53	業務要求水準書	76	第6	1	(3)	施設の休業日及び運営時間等	定期休業日が毎週水曜日とありますが、水曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合は、市の許可を受け開場する事は可能でしょうか。また、その場合、翌日以後の最初の平日を休業日とすることは可能でしょうか、ご教示下さい。	定期休業日が祝日の場合、その翌日以後の最初の休日でない日を休業日にするを想定しています。
54	業務要求水準書	78	第6	2	(2)	運動施設利用の考え方	平日の提案事業等利用については、年間利用調整で予約は出来ないのでしょうか、ご教示下さい。	できません。
55	業務要求水準書	78	第6	2	(2)	特記事項ウ	土日の提案事業について回数の制限がありますが、例えば競技場内(陸上競技場・野球場・蹴球場・テニスコート、多目的運動場)、陸上競技場諸室を使用しない教室についても制限があるのでしょうかお示しください(例えばランニングコースを使用した教室など)。	質問の内容であれば実施は可能と考えます。
56	業務要求水準書	79	第6	2	(3)	利用決定の流れ	①-1年間利用調整について、初年度も選定事業者が調整に入ることができるかお示しください。	可能です。
57	業務要求水準書	81	第6	3	(2)	事故発生時の対人・対物に対する補償	通常の公園利用時の事故補償については、「岡崎市市民活動総合補償保険」により、原則として対象となっていると考えてよろしいでしょうか。また、独立採算事業における収益事業など上記保険対象範囲外の対応については、別途保険への加入が必要ということよろしいでしょうか。	「岡崎市市民活動総合補償保険」は指定管理者の活動について補償対象外となっておりますので、独立採算事業にかかわらず、契約書に定めるもの以上(提案書で契約書で示す以上の保険の付保を提案していればそれ以上)の保険への付保が必要です。また、独立採算事業については、事業者のリスクにより実施する事業となるので、十分な付保を期待します。
58	業務要求水準書	81	第6	4		個別運營業務の要求水準	表中の施設予約システム登録支援の項目において、通信等のインフラは選定事業者が設置することとなっておりますが、通信等インフラについては、市施設予約システムと選定事業者用通信設備と分ける必要は御座いますか、市のお考えをご教示下さい。	特に別回線とする必要はありませんが、施設予約システムの機器が接続されるネットワークセグメントと他の機器とは別のセグメントにさせていただき、インターネット接続セグメント以外の他セグメントとの通信は原則双方向不可とします。
59	業務要求水準書	86	第6	4		提案事業実施業務	対面対話後の質問回答書17回答に「テニスコートを使用してテニススクール等の独立採算事業を行う場合」と記載ありました。提案事業実施業務に沿っていればテニス教室開催は提案事業としてみなして良いのでしょうか。	業務要求水準書及び資料25に示す提案事業の枠の中で実施可能なものは提案事業で実施可能です。
60	業務要求水準書	89	第7	1		飲食物の提供	独立採算事業にて、アルコールの提供・販売は可能と理解して宜しいでしょうか。	可能ですが「本事業の目的を逸脱しない範囲」となりますので、アルコールの提供・販売を主とするような事業は実施できません。
61	業務要求水準書	89	第7	2		飲食物の提供	独立採算施設にて、アルコールの提供・販売は可能と理解して宜しいでしょうか。	No60の回答と同じです。
62	業務要求水準書	89	第7			独立採算事業等の実施	独立採算事業等は、事業期間中に市との協議の上、新たに実施できると理解して宜しいでしょうか。	実施可能です。

■(仮称)龍北総合運動場整備事業に関する募集要項等の質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
63	業務要求水準書					資料14-3 備品リスト	備品リスト 427洗濯機、637草刈り機、一除草器具ですが、6月28日の既存備品現地調査時には、可動確認が出来ない状態でしたが、使用可能と解釈してよろしいのでしょうか。また今後の使用期間の目安とするため、各備品の購入年月日をお示しください。	資料14-3にある備品については平成29年3月時点で指定管理者により動作の確認が行われているものです。しかし今後の動作について保証するものでもありませんし、動作しないことに対し市が別途費用を負担することはありません。 なお、備品の購入年月日については以下の通りです。 GM-65A：1989年8月11日 GTECMOWER GR683：2004年12月23日 洗濯機：不明
64	業務要求水準書 資料14						備品は品番どおりのものを入れなければならないでしょうか。同等以上の商品も認められるのでしょうか。	同等品以上とします。
65	業務要求水準書 資料14-3					備品リスト	現地の備品を確認しますと、No.271、No.346には企業名が記載されていましたが、これは企業の所有物ではなく、県からの引継品として市が所有するとの理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
66	業務要求水準書 資料25					岡崎市行政財産 目的外使用料条例	土地の目的外使用料に関して「土地の適正な評価額」とありますが、評価額の算定方法をご教示下さい。	固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)により評価をした額です。
67	業務要求水準書 資料25					岡崎市行政財産 目的外使用料条例	建物の目的外使用料に関して「建物の適正な評価額」とありますが、評価額の算定方法をご教示下さい。	No66を参照してください。
68	業務要求水準書 資料25					岡崎市行政財産 目的外使用料条例	独立採算事業の実施にあたり、必要となる行政財産目的外使用料は、土地、建物の評価額をもとに算出されることですが、当該評価額は独立採算事業の実施に必要な面積で按分して算出されると理解してよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。なお、必要となる面積については、当該事業内容を把握したうえで判断いたします。
69	業務要求水準書 資料25					事業の継続	提案書に独立採算事業等を行う旨を記載した場合でも、事業者判断のみで事業等を廃止できると理解して宜しいのでしょうか。	事業者判断のみで事業等を廃止できますが、市への通知は必要です。
70	業務要求水準書 資料25					要求水準P86	提案事業として、スポーツ技術の向上に資するスポーツイベントの開催も可能と考えて宜しいのでしょうか。	可能です。(業務要求水準書86頁参照) なお、資料25については修正します。
71	業務要求水準書 資料26					行政財産貸付料	「土地使用料」＝「土地の貸付料」と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
72	業務要求水準書 資料26					行政財産貸付料	「土地使用料は、市の規定に基づき定める計算式により算定」とありますが、当該計算式をご教示ください。	算定基礎となる基準について、現在見直し作業を行っているため、現段階では具体的な計算式をお答えすることはできません。なお、見直し後の基準を想定した額として、「年間1,400円～1,700円/㎡(概算)」を提示しております。
73	業務要求水準書 資料26					行政財産貸付料	「年間1,400円～1,700円/㎡(概算)」とありますが、この金額は土地使用料の単価と理解してよろしいのでしょうか。(土地使用料は、「独立採算事業に必要な駐車場台数分を含めた土地の面積」×「1,400円～1,700円/㎡」で算出されると理解してよろしいでしょうか。)	御理解のとおりです。
74	業務要求水準書 資料26					独立採算施設と 提案施設	クラブハウス部分が200㎡として付帯スペースを設けたい場合、付帯スペース部分の面積は200㎡以内との解釈で間違いないでしょうか(クラブハウスと付帯スペース合計で400㎡以内)。	クラブハウス部分が200㎡として付帯スペースを設けたい場合は、付帯スペース部分の面積は200㎡「未満」、クラブハウスと付帯スペース合計で400㎡「未満」となります。
75	審査基準書	4	第6	3	(1)	1 本事業及び提案にかかる企業 ポリシー等	「構成企業、協力企業の役割、関係性が適切であるか。」とありますが、「関係性が適切」とは、どのようなことを求められているのでしょうか。	選定審査委員会における採点基準に関することなので回答できません。

※「事業者」は必要に応じて「応募者」「選定事業者」と読替えしてください。

■(仮称)龍北総合運動場整備事業に関する募集要項等の質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質 問	回 答
76	審査基準書	8	第6	3	(4)	運営業務	23.24に(クラブハウスで行うものを除く)とありますが、クラブハウスで行う提案事業は(2)設計・建設業務の15.クラブハウス(運営も併せて評価)に記載でよろしいでしょうか?	御理解のとおりです。
77	審査基準書	9	第6	3	(5)	27.提案施設等の履行	「提案施設等の不履行」とありますが、「提案施設等」とは、(クラブハウス・スポーツ意識の向上・スポーツ技術の向上に係る提案事業)を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	提案事業、提案施設の全てです。
78	審査基準書	9	第6	3	(5)	27.提案施設等の履行	「責任の取り方」に関する具体的な提案内容を検討するにあたり、貴市が想定されている民間事業者の責任負担方法を例示していただけないでしょうか。	選定審査委員会における採点基準に関することなので回答できません。
79	審査基準書	9	第6	3	(5)	32.事業継続及び安定性の方策	「良質な公共事業」とありますが、貴市が想定・期待されている「良質な公共事業」の定義や状態等についてご教示ください。	選定審査委員会における採点基準に関することなので回答できません。
80	参加資格審査 様式集	3	様式1			様式1	参加表明書について、担当業務は要求水準書に記載されている、設計企業や建築企業という認識で間違いはないでしょうか。	御理解のとおりです。
81	参加資格審査 様式集	6	様式2-2			添付書類	様式2-2(添付書類)について、全ての構成企業・協力企業③納税証明書(法人税、消費税)はその1納税額等証明用が必要でしょうか(その3の3未納税額のない証明用でも良いでしょうか)。また、提出は証明書の原本が必要でしょうか(写しで良いのでしょうか)。	その3の3でも構いません。また、写しでも構いません。
82	参加資格審査 様式集	6	様式2-2			添付書類	様式2-2(添付書類)について、全ての構成企業・協力企業③納税証明書(法人事業税)は愛知県のものだけでよろしいでしょうか。また、提出は証明書の原本が必要でしょうか(写しで良いのでしょうか)。	法人事業税は、本事業に参加する企業の所在地(支店や営業所で参加する場合は、支店や営業所の所在地と本社の所在地)の納税証明を提出してください。また、写しでも構いません。
83	参加資格審査 様式集	6	様式2-2			添付書類	様式2-2(添付書類)について、全ての建設企業および全ての土木企業①特定建設業の許可を受けていることを証する書類は、契約する事業所(支店)が許可を受けていることの証明するために「建設業許可確認書」でよろしいでしょうか。また、提出は証明書の原本が必要でしょうか(写しで良いのでしょうか)。	建設企業、土木企業が会社として受けている建設業許可確認書等を提出してください。また、写しで構いません。
84	参加資格審査 様式集	6	様式2-2			添付書類	全ての建設設計企業は、「全ての建築設計企業」と修正して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。様式集を修正します。
85	参加資格審査 様式集	6	様式2-2			添付書類	全ての建設企業は、「全ての建築企業」と修正して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。様式集を修正します。
86	参加資格審査 様式集	6	様式2-2			添付書類	備品の納品は建築企業の業務となっておりますが、備品納品のみでも建築一式の特定建設許可は必要になりますでしょうか。	備品設置業務が建築企業の業務とはどこにも定義していません。建築企業は、特定建設業許可が必要ですが、必ずしも備品納品を建築企業が実施する必要はありません。
87	参加資格審査 様式集	6	様式2-2			添付書類	会社概要(パンフレット等)ですが、企業の概要が分かる任意の会社案内または、ホームページを印刷した書類でもよろしいのでしょうか。	構いません。
88	参加資格審査 様式集	6	様式2-2			添付書類	納税証明書(法人税、消費税、法人事業税)(直近1年分)とありますが、法人税及び消費税については「その3の3法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書」と法人事業税についても「未納のない証明書」の提出でもよろしいのでしょうか。	No81を参照して下さい。
89	参加資格審査 様式	9	様式2-3-3			参加要件確認書(その他企業)	担当する業務を実施するにあたり必要となる資格や許認可がない場合は、上段の「企業名」及び「構成企業又は協力企業」の欄のみを記載すればよいのでしょうか。	御理解のとおりです。

■(仮称)龍北総合運動場整備事業に関する募集要項等の質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
90	参加資格審査 様式集	10	様式3			グループ構成表	グループ構成表及び役割分担表について、業務を兼ねる場合は、業務ごとに複数記載するという認識で間違いはないでしょうか。	御理解のとおりです。
91	参加資格審査 様式集	10	様式3			グループ構成表	グループ構成表及び役割分担表について、注2で募集要項第3の1(1)アに示すと記載されておりますが、募集要項第3の4(1)アの間違いではないでしょうか。	御指摘のとおりです。「募集要項第3の4(1)ア」が正しいです。様式を修正します。
92	参加資格審査 様式集	10	様式3			グループ構成表	【※募集要項第3の1(1)アに示す企業を記載】とありますが、第3の4(1)アと理解して宜しいでしょうか。	No91を参照して下さい。
93	提案審査 様式集	1		1	(1)	全般	「評価は、指定された様式に記載されたものについて行う。指定された様式以外に記載された提案は、採点の対象としない」とあることから、頁数制限を超えて各様式を補足する資料を添付することは一切認められないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
94	提案審査 様式集	2		2	(2)	企業の商号又は名称の記載について	構成企業、協力企業以外は、企業等の商号を記載して良いと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
95	提案審査 様式集	2		2		提出書類	「要求水準チェックシート」の提出方法について、ファイル綴りは不要との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
96	提案審査 様式集	2		2		提出書類	「④電子データ」の提出方法については、CD-Rに保存することによろしいでしょうか。 また、その場合、添付の方法は、例えばCDポケット付きのクリアホルダー等に収納し、ファイルに綴じて提出するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
97	提案審査 様式集	2		2		提出書類	「④電子データ」の提出方法について、「③の正本・副本のNo.1に添付」とありますが、3ページの正本・副本の別に関する記載例に基づき、正本と副本の「1/19」に添付することと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
98	提案審査 様式集	3		2	(3)	提出方法	JWCAD及びありますが、図面はJWCADで作成することが必須なのでしょうか。	JWCADで作成することが必須ではありません。別のCADソフトを使用した場合は、記載の通り dxf変換したものを電子データとして提出して下さい。
99	提案審査 様式集	3		2	(3)	提出方法	「③提案書に関する提出書類の(1)～(5)はA4判縦型左綴じパイプ式ファイルに綴じること」とありますが、ファイルは「パイプ式」ではなく、「リング式」のファイルを使用してもよろしいでしょうか。(枚数によって、適切な厚さでのファイル選定をしたいと考えており、質問いたします。)	リング式でも構いません。
100	提案審査 様式集	3		2	(3)	提出方法	「③提案書に関する提出書類の(1)～(5)の1枚目にインデックスを付けること。」とありますが、インデックスは、シールタイプのもを1枚目に直接貼付するのではなく、耳つきのインデックスシート(仕切り紙)を挟み込む形としてもよろしいでしょうか。	どちらでも構いません。
101	提案審査 様式集	5		3	(2)	4-12, 13	様式4-12, 13は欠番との理解でよろしいでしょうか。	以下の様に修正します。 様式4-14⇒様式4-12、様式4-15⇒様式4-13、様式4-16⇒様式4-14、様式4-17⇒様式4-15
102	提案審査 様式集	7		③	(4)	7-6 リスク管理	様式タイプが指定され、頁数制限が1枚とありますが、様式7-6には、「※記入欄が足りない場合には、適宜追加すること。」「※付保する保険の数に応じて、適宜追加すること。」と記載されております。2枚以上となってもよろしいでしょうか?	構いません。

■(仮称)龍北総合運動場整備事業に関する募集要項等の質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
103	提案審査 様式集	7		③	(5)	7-11 関心表明書	関心表明書の頁数制限は「1」と記載されておりますが、企業及び団体毎に1枚ずつ提出できると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
104	提案審査 様式集	7		③	(5)	7-6 リスク管理	様式7-6の頁数制限は1枚となっておりますが、当該様式の記載指示事項を考慮すると、1枚での記載は困難と想定されます。当該様式には「記入欄が足りない場合は、適宜追加すること」との注記もあることから、頁数制限を増やしていただけないでしょうか。	No102を参照してください。
105	提案審査 様式集	7		③	(5)	7-11 関心表明書	頁数制限が1枚となっておりますが、「④各業務を下請けする市内企業」が複数ある場合は、当該企業数分の添付が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	No103を参照してください。
106	提案審査 様式集	7		③	(5)	7-10 地域経済への貢献	「市内企業」の定義をご教示ください。	岡崎市内に本社または本店が所在することを指します。
107	提案審査 様式集	8				※4	「頁数の指定があるものは、それに従うこと」とあることから、特に指定がない場合、各様式を補足する資料の添付は一切認められないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
108	提案審査 様式集				様式：共通 (A4) (A3)		【項目名を記載すること】とありますが、様式集P.4～の「3 記載内容」にある項目名を記載すればよろしいでしょうか。その場合、同欄の【審査項目●】(●は数字)は記載不要との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
109	提案審査 様式集				様式1-1	提出書類	「様式1-1 提案審査書類提出書」には、「様式7-11 関心表明書」も含むと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
110	提案審査 様式集				様式2-2	設計・建設業務に係る対価	1. (3) 3) 「建設期間中金利」は、建設企業が負担する「建設期間中金利」であり、SPCが借り入れをする建中ローンにかかる金利は、「2. その他本運動場の設計・建設業務に必要な費用」に計上するという理解でよろしいでしょうか。	様式2-2は、SPCが負担する費用を記載する様式なので、SPCが借り入れをする建中ローンにかかる金利は、1. (3) 3) 「建設期間中金利」に記載してください。
111	提案審査 様式集				様式2-3	維持管理費・光熱水費内訳書	欄外に「※電子データは、Microsoft Excel (バージョンは2000以降) で～」との記載がありますが、他のエクセル様式の欄外(※)及び様式集P.1の1基本事項(2)書式等、P.3の④電子データに関する記載においても、バージョンの指定はありませんでした。 今回のMicrosoftWord、Excelについて、バージョンの指定がありましたら再度ご教示をお願いいたします。	「※電子データは、Microsoft Excel (バージョンは2000以降) で～」のうち、バージョン部分は削除してください。様式を修正します。
112	提案審査 様式集				様式2-3	維持管理費・光熱水費内訳書	「光熱水費は除いて積算し、記入すること。」と記載されていますが、この意図するところをご教示ください。サービス購入料B-2(光熱水費)の何を除くのでしょうか?もしくは何の光熱水費を除くのでしょうか?	「光熱水費は除いて積算し、記入すること。」は削除してください。様式を修正します。
113	提案審査 様式集				様式2-3	維持管理費・光熱水費内訳書	「費用は、平準化(平均)した額ではなく、提案する内容・工程に合わせ、各年度における事業者の実際の支払い予定額を記入すること。」と記載され、「■サービス購入料」を記載するセルに連動していますが、様式2-3に示されている「■サービス購入料」は平準化されない金額を記載されるとの理解でよろしいでしょうか? (同様に様式2-4も同じです。)	「■サービス購入料」の欄は平準化した金額を記入してください。様式2-4も同様です。本質疑回答に合わせて修正版の提案審査様式集(Excel)を公表します。

■(仮称)龍北総合運動場整備事業に関する募集要項等の質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
114	提案審査 様式集				様式4-14 4-15		「※4-14と4-15を合わせて図面等を用いて、吹き出し等で説明すること。」とあり、2様式をA3・1枚の提案書で作成する必要があることから、様式は共通のA3版を使用し、様式番号欄は「4-14,4-15」、項目名欄は「住環境への配慮,自然環境への配慮」と、連記することによってよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
115	提案審査 様式集				様式 7-5	資金収支計画書	様式7-5に示すサービス購入料B-1、B-2、Cは、事前供用の費用を含めた59回分の平準化された費用を記載するとの理解でよろしいでしょうか？	御理解の通りです。なお、様式7-5への記入は年額になりますのでご注意ください。
116	提案審査 様式集				様式 7-5	資金収支計画書	様式7-5に示すサービス購入料B-1、B-2、Cは、様式2-3及び様式2-4に示された「■サービス購入料」とは、異なる数値との理解でよろしいでしょうか？	No113を参照してください。
117	提案審査 様式集				様式7-10		記載欄に「その1」との記載がありますが、「①代表企業を担う市内企業」以外で、複数の市内企業が参画する場合、「その2,3…」として記載するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
118	提案審査 様式集				様式7-8-1	財政負担軽減への貢献	「①の額は本様式で示す額または平成32年度の実績(8か月)から計算される利用想定額Aから市が想定するBを加算したもののいずれか・・・」と記載がありますので、後者を選択する場合「市が想定するB」が必要となります。公表願います。	後者を選択する場合の「市が想定するB」は、実際に対象年度である平成33年度分の納付額を決定する際に示すものです。
119	提案審査 様式集				様式7-8-1	利用料金収入	利用料金収入の「年間12,298,525円」は税込金額との理解でよろしいでしょうか。損益計算書を作成する際の利用料金収入(税抜)は「年間11,387,523円」として計算することによいでしょうか。収支計画を作成するにあたり、お伺いするものです。	御理解のとおりです。
120	提案審査 様式集				様式7-11		関心表明書の様式が定められておりますが、文面についても同じ文章に限定されるのでしょうか。	文面は変えていただいても構いません。
121	支払方法説明書	2	第2	1	(1)	設計・建設業務に係る対価	サービス購入料A-1に含まれる消費税については、A-1及びA-2にかかる消費税を含めるように修正されていますが、本事業では「延払基準」が適用されない前提での事業ということでしょうか	御理解のとおりです。なお、市としては、当初の段階で施設整備に係る消費税を支払う前提としているため、将来、消費税が増税された場合でも割賦原価に対する消費税は発生しないものとして、増税分の負担はしません。
122	支払方法説明書	2	第2	1	(1)	設計・建設業務にかかる対価	サービス購入料A-1に含まれる消費税については、「A-1及びA-2」と記載されていますが、「A-2」のSPCの設立費用、保険料等の消費税を含めてよろしいでしょうか？	保険料は、非課税となりますが、A-2に係る消費税の一時払いが必要な場合において、SPC設立費用に消費税がかかるものがあれば含めても構いません。
123	支払方法説明書	2	第2	1	(1)	設計・建設業務にかかる対価	金融機関へ支払うアレンジメントフィーは、一般管理費のその他費用としてサービス購入料A-2に含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	金融機関へ支払うアレンジメントフィーは、サービス購入料A-2に含めていただいても構いません。
124	支払方法説明書	8	第5	1	(1)	ウ 支払方法	但し書きについて、サービス購入料A-2が市の想定金額を超えた場合、初年度は改定前の金額を支払うとのことですが、次年度は次年度第一四半期分の元利均等した金額に初年度の増額分を合わせてお支払いいただくということでしょうか。	御理解のとおりです。
125	支払方法説明書	2	第2	1	(2)	維持管理業務にかかる対価	金融機関へ支払うエージェントフィーは、サービス購入料B-1に含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	金融機関へ支払うエージェントフィーは、サービス購入料B-1に含めていただいても構いません。
126	モニタリング減額方法説明書	4	2	4	(2)	定期モニタリングウ	月別業務報告書は毎月提出するが、「モニタリング会議」は3ヶ月ごとの開催としていただけないでしょうか。	要求水準のとおりとします。
127	その他						H26.27.28年度の岡崎総合運動場の各施設稼働率、利用状況、収支がわかる資料をご教授ください。	県に確認し、公表できるものは公表します。

※「事業者」は必要に応じて「応募者」「選定事業者」と読替えしてください。

■(仮称)龍北総合運動場整備事業に関する募集要項等の質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
128	その他						今後の施設運営にあたり、現段階で優先的に会場を確保しなければならぬ大会はございますか。	現段階では不明です。
129	その他						様々な資料から、施設内に神社があり、その神社に対し接道が無いように見えますが、配慮は必要ですか。	隣接する敷地に神社があります。ご指摘のとおり、接道がありません。毎年10月第1土曜日に祭礼(前準備有)、12月下旬及び1月上旬に門松の設置・撤去があるそうです。それらの行事の際の往来に配慮をお願いします。